

文化財の指定について

(提案理由)

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項及び同条例第35条第1項の規定に基づき、県の文化財として指定するにあたり、教育委員会において承認を得る必要がある。

参考：関係法令条項

●熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)

第4条第1項(指定)

教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第2条第1項第1号で規定する有形文化財をいい、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財(以下「県重要文化財」という。)に指定することができる。

第35条第1項(指定)

教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第2条第1項第4号で規定する記念をいい、法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県民にとって重要なものを熊本県指定史跡、熊本県指定名勝又は熊本県指定天然記念物(以下「県史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第5号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(18) 文化財の指定

文審第1号

令和2年(2020年)1月31日

熊本県教育長
古閑 陽一 様

熊本県文化財保護審議会
会長 山尾 敏孝

文化財の県指定について(答申)

令和2年(2020年)1月28日付け教文第2337号で諮問のありましたこのことについて、令和2年(2020年)1月31日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重審議いたしました結果、下記1の物件を熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項に基づき重要文化財に指定し、下記2の物件を同条例第35条第1項に基づき名勝に指定するよう答申します。

記

物件1

名称:「木造二天王立像」
指定種別:熊本県指定重要文化財(彫刻)
答申理由:「熊本県文化財指定及び選定基準 第1 重要文化財 2 絵画、彫刻、工芸 (3)」

物件2

名称:「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」
指定種別:熊本県指定名勝
答申理由:「熊本県文化財指定及び選定基準 第5 名勝(2)」



指 定 案 件

【重要文化財】

① ^{もくぞう に てんのうりゅうぞう} 木造二天王立像 (あさぎり町)

種別 熊本県指定重要文化財 (彫刻)

所在地 熊本県球磨郡あさぎり町須恵3449番地1 阿蘇釈迦堂

文化財の概要

熊本県球磨郡あさぎり町に所在する阿蘇釈迦堂内の釈迦三尊坐像を護る木造毘沙門天立像、木造天部立像からなる二天王立像。毘沙門天立像の胎内から見つかった銘文から仁平2年(1152年)という制作年と制作を依頼した願主名が判明している。

その作風や形式から同町深田に所在する勝福寺跡毘沙門堂の木造毘沙門天立像、木造天部立像(どちらも国重要文化財)との関連性がうかがえ、球磨地域における平安時代後期の貴重な作例と言える。

【名勝】

② ^{う とほんとう おこしき かいがんおよ しゅうへん さもん} 宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋 (宇土市)

種別 熊本県指定名勝

所在地 熊本県宇土市住吉町地先から同市下網田町地先

文化財の概要

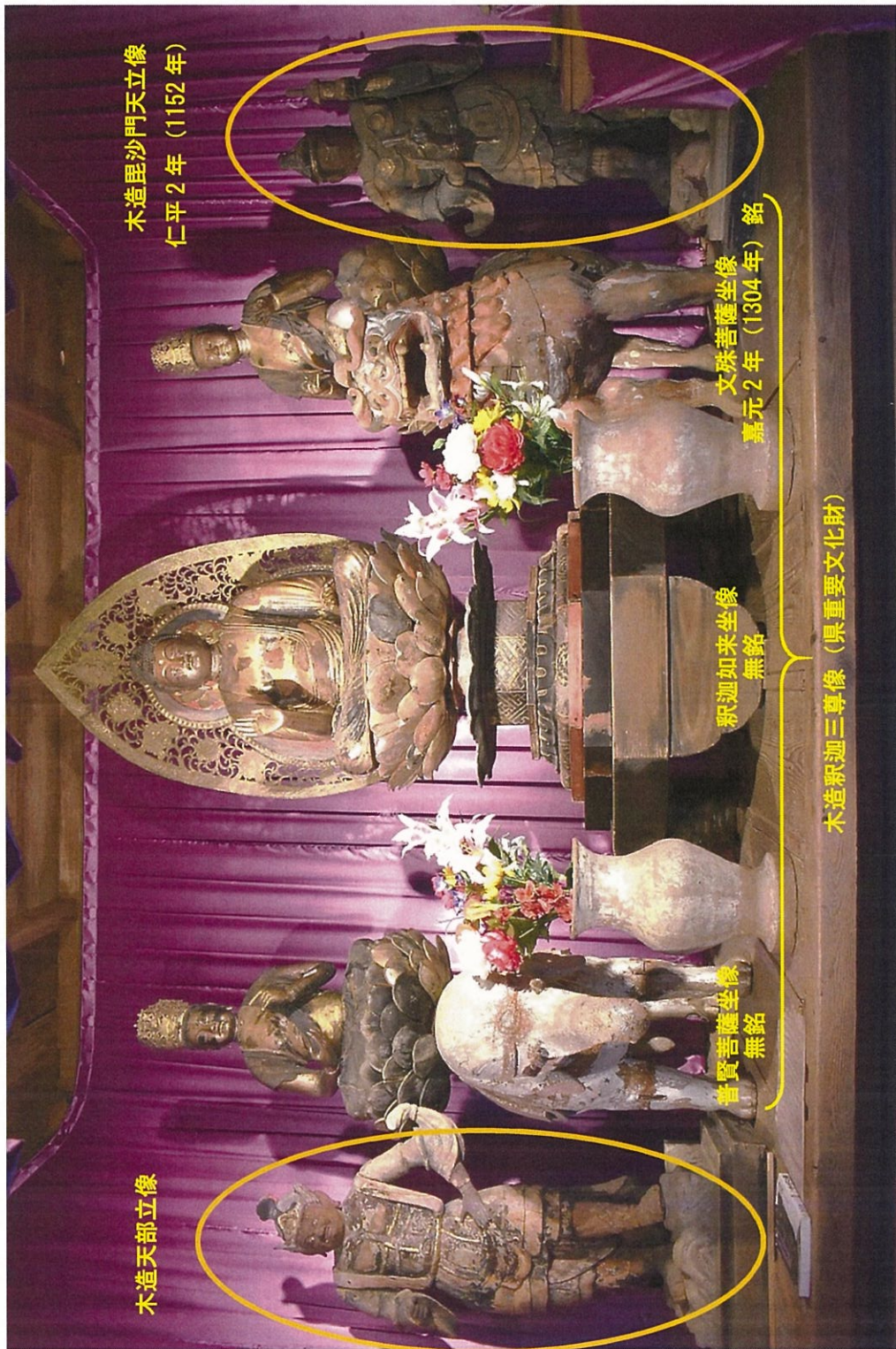
有明海に面した宇土半島北岸において、干潮時に現れる三日月状の砂紋。砂紋は、極細粒砂が有明海の遠浅及び内湾の地形的要因や宇土半島の北から打ち寄せる緩やかな波に動かされることによって形成される。干潮時には砂が盛り上がった部分と海水がたまった部分が幅20mほどの間隔で三日月状に連続する国内でも希少な自然景観である。

有明海と宇土半島北岸の自然的特徴に起因する三日月状の砂紋を中心とした自然美に加え、伝説の一端が地域で語り継がれる歴史性を含む優秀な風致景観であり、その自然的・歴史的背景からなる観賞上の価値は高い。

調書

「木造二天王立像」の県指定重要文化財（彫刻）の指定について

名 称	木造二天王立像
員 数	2 軀
種 別	熊本県指定重要文化財（彫刻）
具 申 者	あさぎり町教育委員会
所 在 地	熊本県球磨郡あさぎり町須恵 3 4 4 9 番地 1 阿蘇釈迦堂
所 有 者	阿蘇地区（主取会）
概 要	<p>熊本県球磨郡あさぎり町に所在する阿蘇釈迦堂内の釈迦三尊坐像を護る二天王立像である。堂内に向かい釈迦三尊坐像を中心に、右に木造毘沙門天立像、左に木造天部立像が立つ。</p> <p>近年の研究によれば本毘沙門天立像は、勝福寺跡毘沙門堂安置の天部立像（国指定重要文化財）の面貌、特に眼鼻の造作を顔の下半に集めやや前方にせり出す表現、髻や甲の形状などの作柄が酷似していることが指摘されている。</p> <p>さらに、平成 27 年には、県立美術館の調査により本毘沙門天立像胎内から銘文が発見された。銘文「仁平二年壬申四月六日庚午／造立之／藤原家實并良峯氏」から仁平 2 年（1152 年）という本像の造立年代及び願主が特定され、本件の資料性はより高まった。</p> <p>また、本天部立像も、勝福寺跡毘沙門堂安置の毘沙門天立像（久安 3 年）（国指定重要文化財）と口角の表現がよく似るなど類似点を多く持つ。</p> <p>造像技法においても、本毘沙門天立像と勝福寺跡毘沙門天立像（久安 3 年）が割矧造で、本天部立像と勝福寺跡天部立像が内削りなしの一木造とするところが相似する。</p> <p>併せて、本毘沙門天立像と勝福寺跡天部立像を比較すると、甲の形状が酷似するのみならず、左脚の臍当て正面装飾やそこにかかる袴裾の畳み方など、細部まで同一の点がある。今後精査・検討の余地を残すが、本毘沙門天立像及び勝福寺跡天部立像の作者と、本天部立像及び勝福寺跡毘沙門天立像の作者はそれぞれ同一の仏師ないし工房である可能性がある。</p> <p>以上のことから、今回指定をしようとする「木造二天王立像」は、球磨地域の平安時代後期の作風を色濃く残しており、球磨地域の歴史を語る上で重要であるとともに、国指定文化財に準ずるもので全国的にも平安時代彫刻の基準作となる貴重な作例であるため、県指定重要文化財に指定し、保護を図るものである。</p>
参考文献	<p>菖蒲和弘 「須恵氏の氏寺」（『須恵村史第 1 巻』須恵村教育委員会、1995 年）</p> <p>有木芳隆 「勝福寺毘沙門堂の仏像群について」（『あさぎり町文化財調査報告書 第三集 あさぎり町の仏像彫刻修理報告書』熊本県あさぎり町教育委員会、2014 年）</p> <p>小川弘和 「中世球磨郡の形成と展開」（『ほとけの里と相良の名宝一人吉球磨の歴史と美一展図録』熊本県立美術館、2015 年 10 月）</p> <p>有木芳隆 「中世球磨の仏像一人吉球磨の人々と造像」（同）</p> <p>有木芳隆 「熊本県球磨郡の平安後期仏師動向と在地領主の造像活動—在銘の天王像を中心に—」（津田徹英編『仏教美術論集 6 組織論—制作した人々』竹林舎、2016 年）</p> <p>同 「中世球磨郡の仏像制作と京都—「京都造像様式」の受容と地域社会—」（中世学研究会『中世学研究 I 幻想の京都モデル』（高志書院、2018 年）</p>



木造毘沙門天立像
仁平2年(1152年)

文殊菩薩坐像
嘉元2年(1304年)銘

釈迦如来坐像
無銘

普賢菩薩坐像
無銘

木造釈迦三尊像(重要文化財)

木造天部立像

阿蘇釈迦堂内仏像安置状況(丸囲みが諮問案件)

木造二天王立像



木造毘沙門天立像 正面



同 背面



木造天部立像 正面



同 背面

勝福寺跡毘沙門堂安置「天部立像、毘沙門天立像」(国指定重要文化財)



勝福寺跡天部立像 正面
無銘



同 背面



勝福寺跡毘沙門天立像 正面
久安3年(1147年)銘



同 背面

出典：熊本県立美術館『ほとけの里と相良の名宝—吉球磨の歴史と美—
展図録』2015年

調書

宇土市 「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」の県指定名勝の指定について

名 称	宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋
員 数	1
種 別	名勝
具 申 者	宇土市教育委員会
所 在 地	宇土市住吉町地先から同市下網田町地先
所 有 者	なし(海域のため)
そ の 他	指定範囲には、農地海岸保全区域及び漁港海岸保全区域のほか、共同漁業権が設定されている。
概 要	<p>「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」は、有明海に面した宇土半島北岸において、干潮時に現れる三日月状の砂紋である。指定範囲は、宇土市住吉町地先の長部田海床路から同市下網田町地先の宇土マリーナ東端までを結ぶ海岸から砂紋が認められる沖合約 600 メートルまでで、指定面積は約 396 万㎡である。</p> <p>干満差の大きい有明海は、内湾では国内最大の干潟面積を有する。宇土半島北岸において、干潮時には砂が盛り上がった部分と海水がたまった部分が 20mほどの間隔で交互に現れ、三日月状の砂紋を呈する。この砂紋が現れる宇土半島北岸から有明海を望む眺望は、国内でも希少な自然景観である。</p> <p>宇土半島北岸の干潟は、主に緑川から供給される阿蘇火山に由来する火山灰を主とした砕屑粒子が堆積したもので、砂の中でも最も粒径が小さい極細粒砂が多い。宇土半島北岸の砂紋は、この極細粒砂が有明海の遠浅及び内湾の地形的要因や宇土半島の北から打ち寄せる緩やかな波に動かされることで形成されと考えられる。このような砂紋は、九州では大分県豊後高田市の真玉海岸でも見られるが、宇土半島の砂紋は形状がより規則的で範囲も広域である。</p> <p>指定名称の一部になっている「御輿来」は、もとは宇土市下網田町の小字で、景行天皇が熊襲征伐の帰途に乗っていた御輿をとどめた伝説に由来する。市内外では、「宇土半島干潟の砂紋＝御輿来海岸」というイメージが定着していることから、指定名称に用いた。</p> <p>以上のことから、「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」は、有明海と宇土半島北岸の自然的特徴に起因する三日月状の砂紋を中心とした自然美に加え、伝説の一端が地域で語り継がれる歴史性を含む優秀な風致景観である。その自然的・歴史的背景からなる観賞上の価値は高く、県名勝に指定して保護を図るものである。</p>
参考文献	<p>『新宇土市史』(通史編第1巻)</p> <p>牧野泰彦「宇土半島戸口浦海岸(有明海)の潮間帯堆積物」『堆積学研究会報』35号、1991年</p> <p>渡部要一他「MASW を活用した潮上帯・潮間帯から潮下帯に至る干潟体積土砂構造評価」『土木学会論文集 B2(海岸工学)』vol72、No.2、2016年</p>

「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」

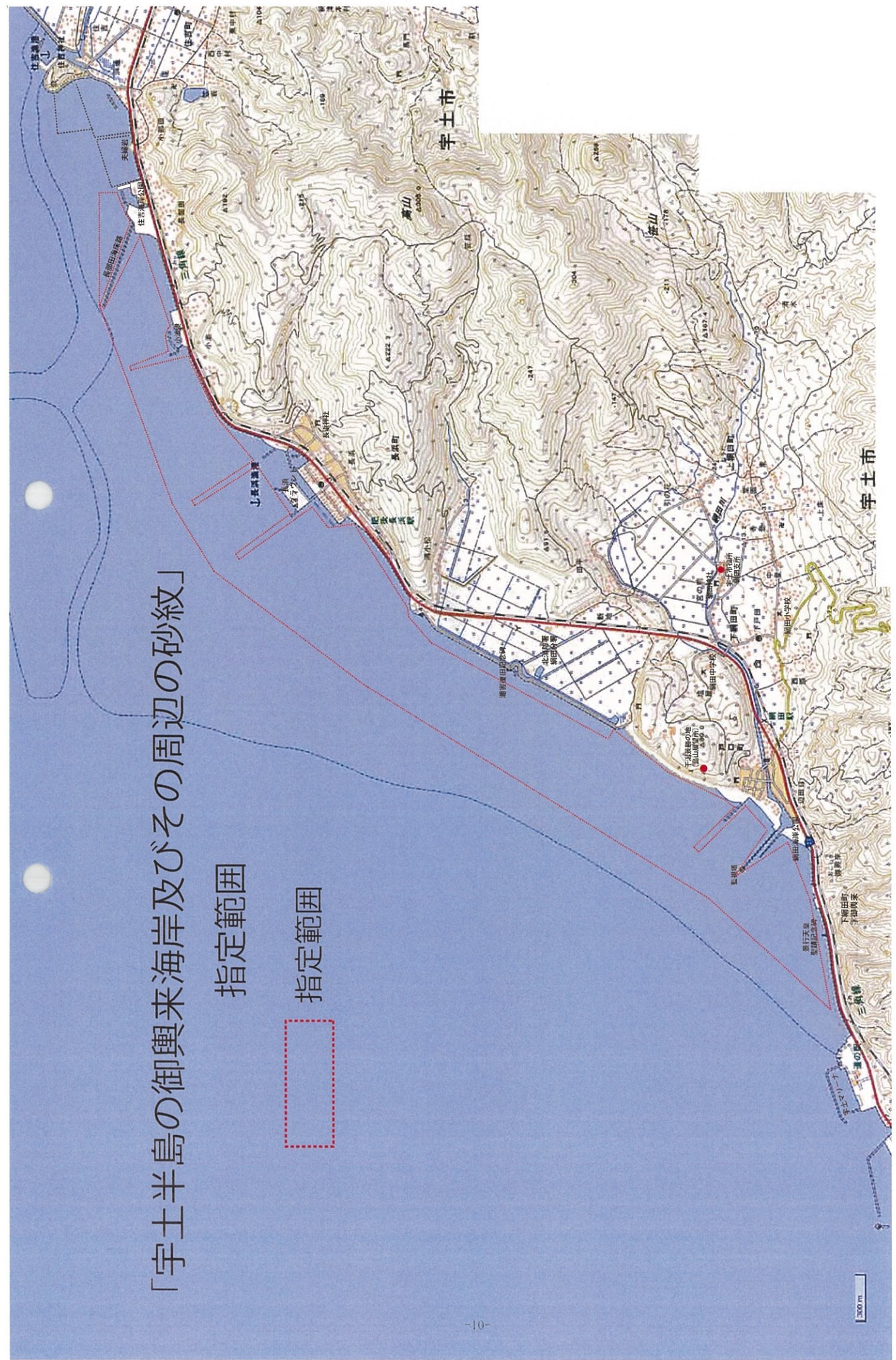
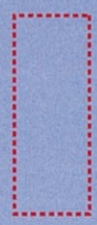
位置図



「宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋」

指定範囲

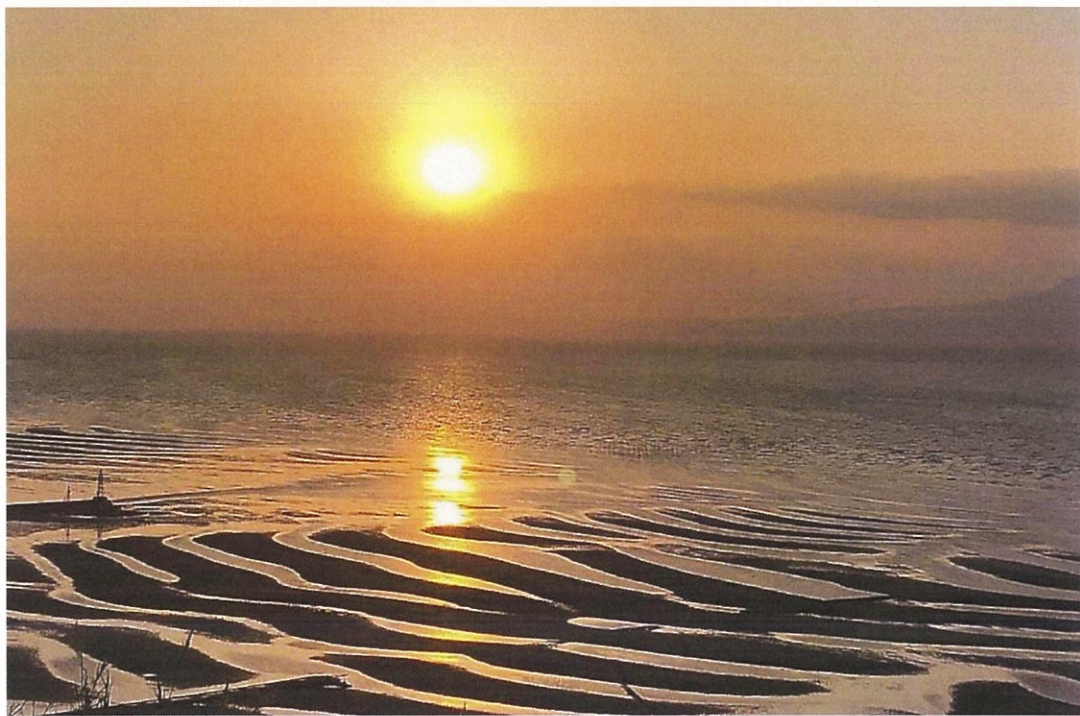
指定範囲



宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋



島山展望所より撮影 (2018. 8. 27. 15 時頃)



島山展望所より撮影 (2019.3.12. 18 時頃) 宇上市提供